

6 大気環境関係データ

■概要

平成 23 年度における二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ベンゼン等の環境保全目標の達成状況等は次のとおりです。

(1) 二酸化窒素

一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）及び自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）の全ての測定局で長期的評価による環境保全目標を達成しました。今回は平成 20、22 年度に引き続き 3 回目の全局達成となります。なお、年平均濃度については緩やかな改善傾向で推移しています。

(2) 浮遊粒子状物質

近年はおおむね環境保全目標を達成していましたが、今回は、一般局（67 局）のうち 55 局、自排局（34 局）のうち 25 局で達成しませんでした。これは、平成 23 年 5 月 2 日及び 3 日の 2 日間に大阪を含む広い地域で黄砂が観測され、その影響により 2 日連続で基準値を超えたためです。なお、年平均濃度については緩やかな改善傾向で推移しています。

(3) 微小粒子状物質

微小粒子状物質については、平成 21 年度に環境基準が設けられ、平成 23 年度には大阪府内において測定局の設置が進みました。測定結果は、一般局（3 局）のうち全局、自排局（4 局）のうち 3 局で環境基準を達成しませんでした。

また、一般局 3 局、自排局 2 局において成分分析を実施しました。

(4) 光化学オキシダント・非メタン炭化水素

全ての測定局で環境保全目標を達成しませんでした。なお、光化学スモッグ注意報の発令回数は 4 回でした。

(5) 二酸化硫黄・一酸化炭素

全ての測定局で長期的評価による環境保全目標を達成しました。なお、年平均濃度は低い水準で横ばいに推移しています。

(6) ベンゼン等有害大気汚染物質

モニタリングを実施している有害大気汚染物質（21 物質）のうち、環境保全目標が設定されているベンゼンは府内全 34 地点（道路沿道 13 地点、一般環境 17 地点、固定発生源周辺 4 地点）で、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタンに関しては、府内全 26 地点で環境保全目標を達成しました。

(7) アスベスト

全ての地点において、検出下限値付近の濃度であり、問題になるレベルではないと考えられます。なお、過去3年の調査結果と比べても、同程度のレベルでした。